

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

市立小学校の臨時休業の延長に伴う児童クラブの対応について

このたび、市立小学校が5月31日（日）まで臨時休業を延長することに伴い、児童クラブにつきましても、小学校との協力のもと、下記のとおり対応することといたしますのでお知らせいたします。

なお、今後の感染の広がり等、状況の変化により対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 感染拡大の防止に向けて

- ・令和2年4月23日付け文書でご案内いたしましたとおり、感染拡大防止の観点から、引き続き、やむを得ない事情により児童の預かりが必要な場合を除き、勤務の調整やご家族・ご親族の協力等により、児童クラブの利用をできる限り控えていただきますよう、お願いいたします。
- ・医療従事者等、社会の機能を維持するために就業を継続する必要がある場合や、ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合など、やむを得ない事情により児童の預かりが必要な場合は、児童クラブで受け入れを行います。

2 児童クラブについて

児童クラブは、通常の長期休業日と同様、以下のとおり開設いたします。

(平日) 8時～18時	延長利用は19時15分まで
(土曜日) 9時～17時	

また、児童館における密集性を緩和する観点から、これまで同様、教育委員会との連携のもと、学年ごとに以下のとおり児童の受け入れを行います。

(1) 小学1～4年生

- ・通常の登校時間から下校時間までの間学校で受け入れを行います。
- ・小学校での受け入れ時間以降、児童クラブ登録児童のうち、引き続き利用が必要な児童については、児童クラブで受け入れを行います。

(2) 小学5年及び6年生

- ・児童クラブの登録児童については、朝8時（土曜日は9時）から、児童クラブで受け入れを行います。

3 期間

令和2年5月31日（日）までとします。

4 保護者負担金

現在、できる限り児童クラブの利用を控えるよう保護者の皆さまにご協力いただいていることを踏まえ、月のうち一度も児童クラブを利用しなかった場合には、児童クラブの保護者負担金はいただきません。

利用実績がある方について、翌月末日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営

業日)に口座振替を行います。

取り扱いを変更する場合には、改めてご案内いたします。

5 お子様の体調管理について

- ・児童クラブの利用にあたっては、毎朝、お子様の体調の観察や体温の計測を行うとともに、できる限りマスクを着用してください。
- ・風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさがある場合など、体調が優れない場合等、登館に不安を感じる場合には、児童クラブを休ませ、外出は控えるようにしてください。
- ・登館後、高熱・咳が認められる場合は、児童館から保護者に連絡のうえ、お子様を帰宅させますのでご了承ください。

6 感染症発生時における児童館の臨時休館等について

各児童館におきまして感染予防に努めているところですが、次のような場合には、児童館の臨時休館、児童クラブの利用停止又は自粛の要請を行いますので、あらかじめご承知おき願います。

- (1) 児童クラブの利用児童の感染が判明した場合、当該児童については、児童クラブの利用を停止してください。
- (2) 児童クラブの利用児童又は児童館職員の感染が判明し、概ね2週間以内に、当該児童又は職員に、児童クラブの利用又は勤務実績があった場合は、原則、児童館を臨時休館とします。(臨時休館の期間等は、関係機関と協議の上、決定します。)
- (3) 児童クラブの利用児童が濃厚接触者となった場合や、同居親族の感染が判明した場合、発熱・咳など感染の疑いが強い場合等については、児童クラブの利用を自粛してください。
- (4) そのほか、地域で感染症が拡大するなど、公衆衛生の観点から必要と判断される場合、児童館を臨時休館することがあります。

※(3)の利用自粛の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して概ね2週間とします。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課
仙台市青葉区上杉一丁目5-12
電話：022-214-8176